（別紙）パブリックコメントに寄せられた御意見と御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	この改正には反対の意見です。理由となる考え方は次のとおり。厳しい国の財政事情の中、財源はより重要で不可欠な事業に配分すべき。また、当該支援を受けるために市町村が策定する計画には、住民視点では優先度の低い事業が含まれる場合もあり、自治体財源の浪費につながる。過去の当該財政支援により達成した地域振興効果が明確にされていない。当該財政支援による経済的メリットへの安易な期待が生じ、原発立地に関する意見の違いが住民間の分裂を生み、かえって地域振興にマイナスをもたらしやすい。	特措法による支援対象は、法第７条において、「原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要なもの」となっております。また、過去の支援実績については内閣府のHPに掲載をしております。対象地域の指定にあたっては、法３条第２項において、「都道府県知事が申出をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない」となっております。
2	原発事業自体の撤廃を求めます。そもそも「放射性廃棄物を将来的には再燃料化できるので無害だ」という全くの嘘で進められた原発が、科学的に不可能と判った時点で撤回されていない事が異常です。更には「温暖化防止」を「ゼロカーボン」にすり替え、温暖化の一因であるはずの熱機関である原発を「クリーンエネルギー」と偽る国民を愚弄した政策であること、原発で生成させるプルトニウムが核兵器への転用を本来の目的としているという、平和憲法・非核三原則・核拡散防止条約に反する発電方法であることから、全く 国民の利益とならず害悪としか言えない。	本年（令和７年）２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画において、「脱炭素電源を拡大し、我が国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となるため、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要」と明記されております。また、原子力基本法において、原子力利用については、「平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うもの」となっております。
3	むつ中間貯蔵施設が原子力立地地域特措法に基づき指定された立地地域に指定されていないから、この運用が適切ではない。適切な運用を求める。	特措法施行令第２条第３項において、「実用発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の貯蔵施設」が規定されております。
4	安全性についての文言がまるで記載されてません。安全性無くして推進するのはいかがなものでしょうか。	特措法の法目的として、法第１条において、「原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」となっております。また、支援対象について、法第７条において、「原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要なもの」となっております。
5	事務次官決定ってどの省庁の事務次官でしょうか。	本事務次官決定は、内閣府事務次官となります。
6	なぜ今のタイミングで「策定」から「決定」に変更するのか意図を教えてください。	特措法第４条第３項において、「内閣総理大臣は、原子力立地会議の審議を経て、振興計画を決定する。」とされてますので、文言の適正化の観点から「策定」を「決定」に変更しております。
7	「策定」から「決定」への変更は、振興計画の決定権を国に集中させるもので、地方自治を侵害します。立地地域の住民の声が無視されやすくなり、原発推進の強引な後押しとなる恐れがあります。福島事故の教訓を活かし、地域主体の振興を尊重すべきです。この改正は不要です。事務次官決定と書いてありますがなんだか高圧的に感じました。	
8	早速、国際法を無視して原子力発電所にドローンやミサイルで攻撃されると日本全土が放射能で汚染されるかもしれないと思うと怖いので、放射能が人に無害になる技術や原子力発電所の建物の周囲を核ミサイル攻撃やドローン攻撃にも耐えられるような建物にしたり、治療や人に影響がない無人島などで保管方法を実現するまで核ミサイル攻撃やドローン攻撃にも耐えらえるコンクリートや網で覆ってほしいので、日本に住むすべての人がゆりかごから墓場まで不安なく過ごせるように原価２０円くらいで生活保護費以上のタクシー代、デート代、紙オムツ代、出産費用、ガソリン代他生活に必要なものやことに地域商品券やデジタル地域商品券で支払えるようにしてほしい。	御意見、ありがとうございます。
9	今回の改正の趣旨は、３０ｋｍ圏（ＵＰＺ）においては、立地県、隣接県に関わらず同じ原子力防災対策が必要であるためと認識しているところであるが、特措法の適用を受けるにあたって必要となる地域指定の申出及び振興計画の策定にあたっては、隣接県は立地県の同意が必要とされているものの、立地県はその必要がないとされている。今回の改正の趣旨に鑑み、同意に関する規定は削除することが適当と考える。	特措法第３条第１項第１号において、「市町村の区域が隣接すること等により自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められること。」としていることから、原子力発電施設等を立地する地点をその行政区域に含まない都道府県に属し、原子力発電施設等立地地域として一体性を認めるべきと考えられる地域に対して、両都道府県が内容について十分調整を行い整合性をとるために必要な措置として従前から規定しているものとなっております。